

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

◇有限会社の増資に係る

配当日の記載は取締役会の議事録に

Q: 有限会社が利益の配当を増資に充てた場合、配当所得が非課税になるそうですが、どのような要件があるのでしょうか。

A: 有限会社の場合、利益を直接資本金に組み入れることは認められていません。そこで、利益を出資者(社員)に一旦配当として出し、出資者がこれを払い込む形で増資に充てます。このままだと配当として課税されるため、最低資本金(300万円)を満たすための増資に限り、特例としてこれが非課税とされています。

特例の適用には、次の要件をすべて満たさなければなりません。

①平成6年4月1日から8年3月31日までの間の配当であること。

②配当の全部又は一部を増資に充当することにつき総社員の同意があること。

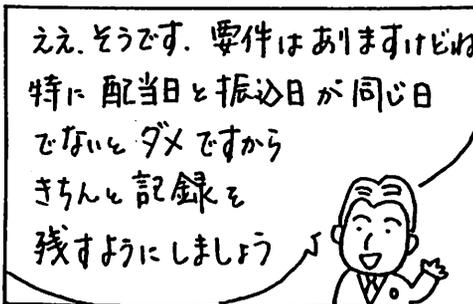
③出資引受権が、すべての社員に対しその持分に応じて与えられていること。

④増資に充当する配当が、払込み取扱金融機関に一括して払い込まれていること。

⑤配当の支払と払込みが同一日に行われていること。

⑥出資引受権を付与された全社員により、全部の権利について引受けが行われていること(口数増加の場合)。

⑦配当における払込金額の割合が、すべての社員について同一であること。



上記⑤の配当日と払込日は記録として残しておく必要があります。

払込日は金融機関の発行する「出資払込金保管証明書」に記載されるため、問題はありませんが、配当日については商法上も税務上も記録についての規定はないものの、特例の適用は両日が同一日でないと受けられないので、取締役会の議事録に記載しておくことが大切です。